# 交通局本局庁舎敷地内等除排雪業務

令和7年度

札幌市交通局事業管理部総務課

## 交通局本局庁舎敷地内等除排雪業務 仕様書

#### 1 除雪場所

- (1) 札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号 交通局本局庁舎敷地内
- (2) 札幌市厚別区大谷地東2丁目5番1号 交通局大谷地変電所敷地内

#### 2 履行期間

契約書に示す着手の日から令和8年3月31日まで

#### 3 業務内容

(1) 除雪作業

積雪量が10cmに達した場合、もしくは交通局の指示があった場合に行うものとする。

(2) 排雪作業

交通局の指示があった場合に行うものとする。

(3) 作業時間

除雪作業は、交通局から指示のある場合を除いて、原則として3:00~6:00の間に完了させること。6:00までに完了しない場合及び交通局からの指示に基づき6:00以降に作業を行う場合は、別途、作業方法や手順等について交通局の指示を受けること。

(4) 除雪範囲

別添1 (交通局本局庁舎)、別添2 (大谷地変電所)のとおりとする。 なお、別添2の①箇所について、タイヤショベル等車両での作業が難しい場合 は、人力除雪にて対応すること。

#### 4 業務報告書

(1) 日報

業務実施後、速やかに「除雪(排雪)作業報告書(日報)」(様式1)により提出すること。

除雪機械の作業時間については、タコグラフやタスクメーター等を使用した記録 紙等を添付して報告するとともに、排雪用ダンプトラックの使用状況については、 「雪堆積場への出入り記録」等を添付して報告すること。人力除雪については、報 告書へ実施時間の記載等により報告を行うこと。

また、作業開始時、作業状況及び終了時の写真を添付して報告すること。

(2) 月報

1か月の業務終了後、「交通局本局庁舎敷地内等除排雪業務報告書(月報)」 (様式2)により、速やかに(当該月が3月である場合は末日に)提出すること。

#### 5 事故等の責任、損害の負担及びその他の事項

- (1) 作業中(回送中を含む)に生じた事故及び損害等の負担については、すべて受託者の責任において処理するものとする。
- (2) 借上げ車両等の燃料、その他車両の損耗等に関するものは、すべて受託者の負担とする。
- (3) 作業時の安全確保はもとより、全ての人や施設に危害・損害を与えないよう、安全対策に万全を期すこと。

- (4) 除雪作業にあたっては、庁舎出入口や犬走り等、人が通行する部分に雪を堆積させたままとしないこと。
- (5) 除排雪作業後に、正面玄関前スロープや身障者駐車スペース、その他駐車スペース (別添3) が安全に使用できる状態か、その都度確認すること。
- (6) 本仕様書の内容等に疑義が生じた場合、交通局担当者の指示を受けること。

#### 6 支払方法

- (1) タイヤショベルについては、1か月を単位とし(毎月末日締め)、業務実施時間 (10分未満の端数切捨)に契約単価を乗じて算出する。
- (2) ダンプトラックについては、1か月を単位とし(毎月末日締め)、稼動した台数に1台あたりの契約単価を乗じて算出する。
- (3) 別添2①の範囲(変電所)について、人力除雪にて対応した場合は、1か月を単位とし(毎月末日締め)、実施した回数に契約単価を乗じて算出する。
- (4) (1)、(2)及び(3)により算出した金額を合計し「消費税及び地方消費税の額(1円未満の端数切捨)」を加えた額を支払う。

※ダンプトラック1台あたりとは、除雪場所から雪を運搬し、札幌市指定の排雪場所に排雪するまでの1行程をいう。

#### 7 契約方法

契約方法は、下表の項目ごとに単価契約を締結する。

見積書には、下表の基準単価についてのみ記載すること(税抜き)。

その他の単価については、基準単価の決定金額を1.00とし、これに下記係数を乗じて算出する(円未満切捨て)。

名称	形状・寸法	単位	策定係数	金額	令和7年度 予定数量
タイヤショベ	スノーバケット (1.4~2.0m³)	10分間	1.00	基準単価	420分
ル	助手なし、昼間(6:00~21:00  )				
タイヤショベ	スノーバケット (1.4~2.0㎡)	10分間	1.05		2,730分
ル	助手なし、夜間(21:00~6:00  )				
ダンプトラッ	10t級 片道距離6.5km	1台	4. 35		21台
ク	昼間 (6:00~21:00)				
ダンプトラッ	10t級 片道距離6.5km	1台	4. 57		0台
ク	夜間 (21:00~6:00)				
ダンプトラッ	4t級 片道距離6.5km	1台	2. 07		0台
ク	昼間 (6:00~21:00)				
ダンプトラッ	4t級 片道距離6.5km	1台	2. 26		0台
ク	夜間 (21:00~6:00)				
人力除雪	平坦部 (30㎡) ※別添 2①	1回	1. 52		0回
(昼間)	昼間 (6:00~21:00)				
人力除雪	平坦部 (30 m²) ※別添 2 ①	1回	1. 75		21回
(夜間)	夜間(21:00~6:00)				

<sup>※「</sup>昼間」は6:00~21:00、「夜間」は21:00~6:00とする。

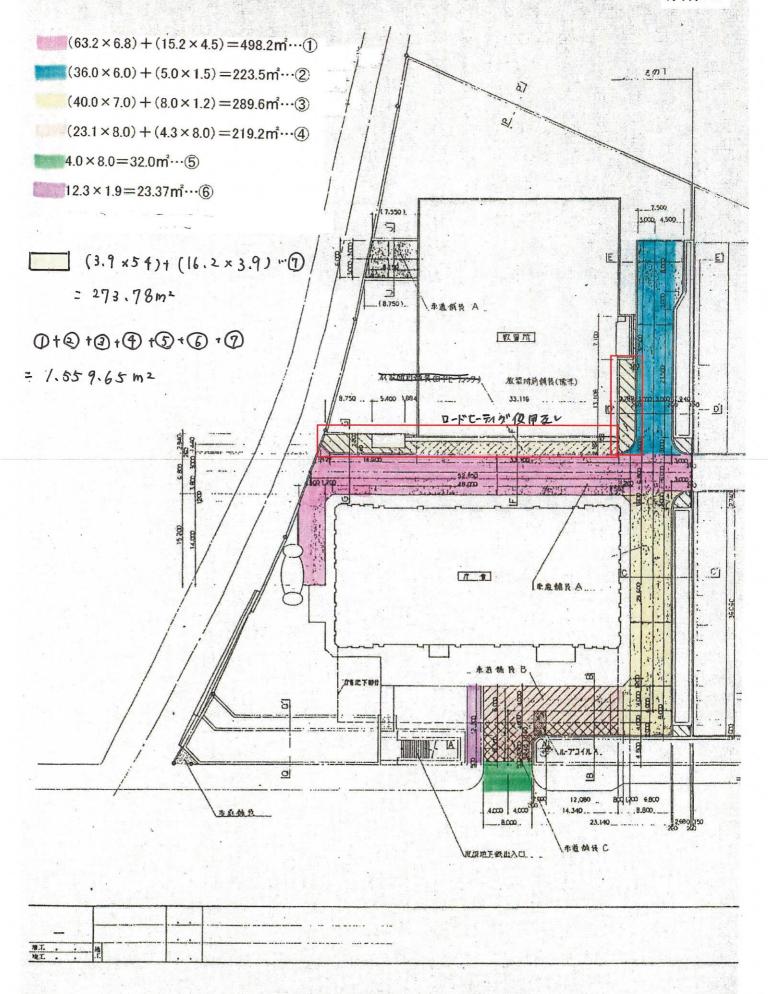
※本業務では、共通仮設費及び現場管理費の補正を行っており、それぞれ下式のとおり算出している。

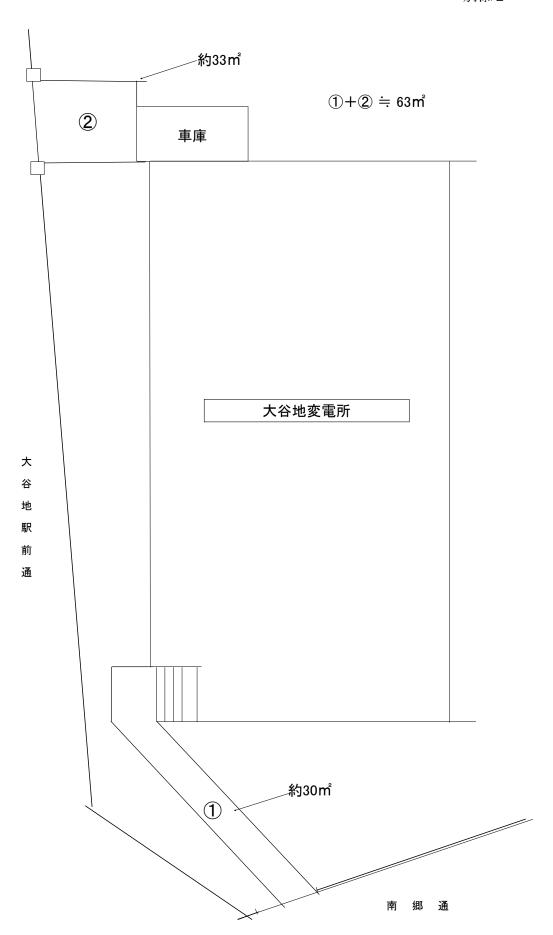
- · 共通仮設費=対象額×共通仮設費率×38%
- •現場管理費=対象額×現場管理費率×67%

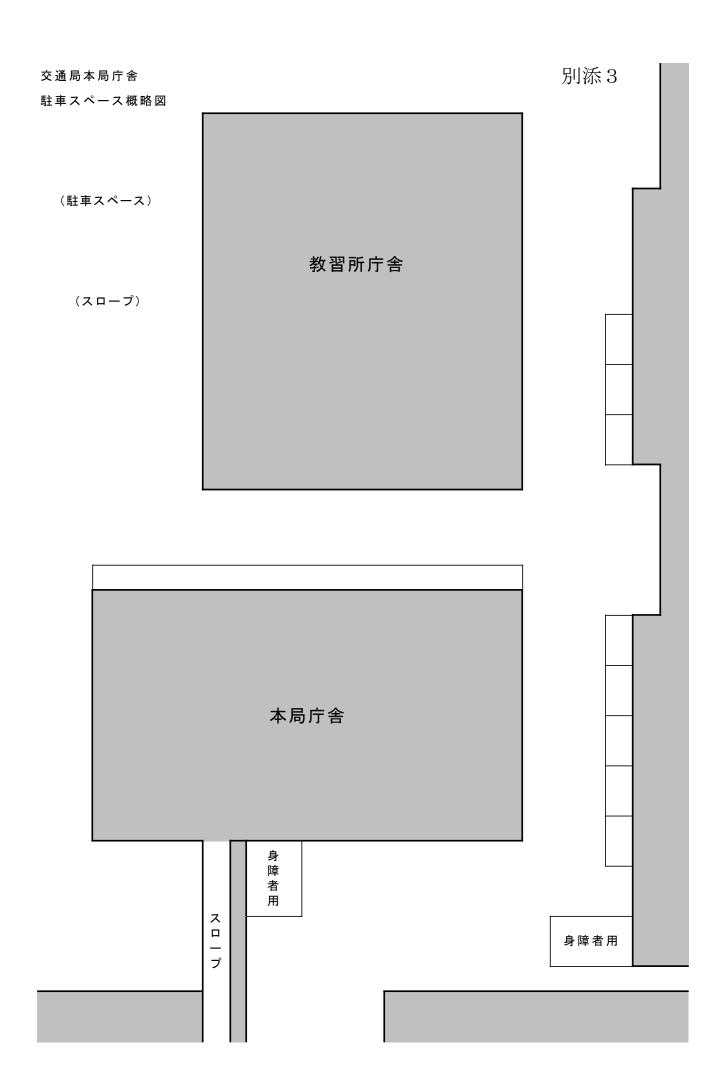
### 8 札幌市環境マネジメントシステムの運用協力

受託者は、業務に従事する者に本市「環境方針」を周知し、環境配慮に対する取り 組みについて理解させるとともに、本市環境マネジメントシステムに準じて環境負荷 の低減に配慮しながら業務を遂行すること。

(担当 交通局事業管理部総務課庶務係 能代谷 ™ 896-2708)







課長	係長	係

# 除雪 (排雪) 作業報告書 (日報)

<u> 受託者名</u>	_
作業責任者氏名	E[

<u>令和</u>	年	月	日(	曜日)	天候
作業場	所	本局	庁舎・	大谷地	!変電所

種別	台数		作業時	延べ作業時間			
タイヤショベル		時	分~	時	分	時間	分
タイヤショベル		時	分~	時	分	時間	分
小計		時	分~	時	分	時間	分

種別	作業時間			
人力除雪	時	分~	時	分
小計				

種別	車両番号	運搬回数	
ダンプトラック(10t)			回
運搬回数計			回
種別	車両番号	運搬回数	
ダンプトラック(4t)			回
ダンプトラック(4t)			
ダンプトラック(4t)			回
ダンプトラック(4t)			回
ダンプトラック(4t)			回

課長	係長	係

令和 年 月 日

# 交通局本局庁舎敷地内等除排雪業務報告書 (月報)

住 所受託者 会社名代表者

印

令和 年 月の標記業務の実施状況を、別紙のとおり報告いたします。

## 稼動内訳 (月報)

<u>令和 年 月分</u>

交通局本局庁舎敷地内等除排雪業務

	作業	場所		タイヤシ	ノョベル			人力除雪			ダンプ	トラック	
日付		変電	稼動時	間(分)	台数		稼動時	間(分)		運搬台	計数(台)		
	本局	所	昼間	夜間	(台)	備考	昼間	夜間	· 備考	昼間	夜間	… 配車台数(台)	備考
			里间	人间	<u> </u>		卫用	KIN	<u> </u>	10t:	10t:	10t:	
1										4t :	4t :	4t :	
_					<u>i</u>				<u>i</u>	10t:	10t:	10t:	
2										4t :	4t :	4t :	
					<u>-</u>				<u>.</u>	10t:	10t:	10t:	
3										4t :	4t :	4t :	•
4										10t:	10t:	10t:	
7										4t :	4t :	4t :	
5										10t:	10t:	10t:	
					<u> </u>				<u> </u>	4t :	4t :	4t :	
6										10t:	10t:	10t:	
					<u> </u>				<u> </u>	4t :	4t :	4t :	
7										10t: 4t:	10t: 4t:	10t: 4t:	
					<u> </u> 				<u> </u> 	10t:	10t:	10t:	
8										4t :	4t :	4t :	
					<u>i</u>		<b> </b>		<u>:</u>	10t:	10t:	10t:	
9										4t :	4t :	4t :	
					<u>:</u>		<u> </u>		<u>:</u>	10t:	10t:	10t:	
10										4t :	4t :	4t :	
11					<u>+</u>		<b>†</b>		<u>+</u>	10t:	10t:	10t:	
11										4t :	4t :	4t :	
10	•									10t:	10t:	10t:	
12										4t :	4t :	4t :	
13										10t:	10t:	10t:	
10										4t :	4t :	4t :	
14										10t:	10t:	10t:	
''					<u> </u>					4t :	4t :	4t :	
15										10t:	10t:	10t:	
					<u> </u>				<u> </u>	4t :	4t :	4t :	
16										10t: 4t:	10t:	10t:	
					<u> </u>				<u> </u>	10t:	4t : 10t:	4t : 10t:	
17										4t :	4t :	4t :	
					<u> </u> 				<u> </u>	10t:	10t:	10t:	
18										4t :	4t :	4t :	
					<u>i</u>				<u>i</u>	10t:	10t:	10t:	
19										4t :	4t :	4t :	
					<u>:</u>				<u>.</u>	10t:	10t:	10t:	
20										4t :	4t :	4t :	
21	•									10t:	10t:	10t:	•
21										4t :	4t :	4t :	
22										10t:	10t:	10t:	
					<u> </u>				<u> </u>	4t :	4t :	4t :	
23										10t:	10t:	10t:	
					<u> </u>				<u> </u>	4t :	4t :	4t :	
24										10t:	10t:	10t:	
					<u> </u>				<u> </u> 	4t :	4t :	4t :	
25										10t: 4t:	10t:	10t: 4t:	
					<u>i</u> I				<u>i</u> I	10t:	4t : 10t:	4t : 10t:	
26										4t :	10t: 4t :	10t: 4t :	
					<u>:</u>		ļ		<u>:</u>	10t:	10t:	10t:	
27										4t :	4t :	4t :	
					<u>:</u>		<u> </u>		<u>:</u>	10t:	10t:	10t:	
28										4t :	4t :	4t :	
0.0					<u>:</u>		<b>†</b>		<u>.</u>	10t:	10t:	10t:	
29										4t :	4t :	4t :	······
20					<u>+</u>		<b>†</b>		<u>+</u>	10t:	10t:	10t:	
30										4t :	4t :	4t :	
31	•				<u> </u>					10t:	10t:	10t:	
<b>ا</b> ا			<u> </u>				<u> </u>			4t :	4t :	4t :	
合計													

※ 昼間:6:00~21:00、夜間:21:00~6:00

・タイヤショベル (昼間) 単価 (10分) = 円	円
・タイヤショベル(夜間) 単価(10分)= 円	円
<ul><li>・ダンプトラック10t(昼間)</li><li>単価(1台) = 円</li></ul>	円
<ul><li>・ダンプトラック10t(夜間)</li><li>単価(1台) = 円</li></ul>	円
<ul><li>・ダンプトラック4t(昼間)</li><li>単価(1台) = 円</li></ul>	円
<ul><li>・ダンプトラック4t(夜間)</li><li>単価(1台) = 円</li></ul>	円
・人力除雪 30㎡※指定範囲(昼間) 単価 (1回) = 円	円
・人力除雪 30㎡※指定範囲(夜間) 単価(1回) = 円	円
計	円
	円

※この様式により難い場合は、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

# 環境方針

#### 1基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする(ゼロカーボン)」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標(SDGs)」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPP\_RO』」の実現を目指してまいります。

# 2基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

机幌板 秋元克应